

高松市監査委員告示第25号

包括外部監査結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表します。

平成24年11月22日

高松市監査委員 吉田正己  
同 山下稔  
同 妻鹿常男  
同 西岡章夫

包括外部監査結果に基づく措置通知について

第1 平成15年度包括外部監査結果に基づく措置通知

1 物品に関する財務事務の執行について

対象部局	教育局総合教育センター
措置通知日	平成24年11月6日
【意見を付された事項】	【措置された内容】
(1) 教育用パソコンの経済的な調達と適正な機種選定基準の提示について	教育用パソコンの経済的な調達と適正な機種選定基準の提示については、平成24年度の契約時から、具体的な金額比較によるレンタル方式採用の合理性を確認するとともに、仕様書における機種選定基準を明解なものに改めた。
(2) 教育用パソコン納入時の検収について	教育用パソコン納入時の検収については、平成24年度の契約時から、機種を明示した仕様に対する適合性比較表の提出を要件とし、その比較表に基づき検収を行った。
(3) 情報機器関連の契約方法の見直しについて	情報機器関連の契約方法の見直しについては、平成23年度の契約時から、複数の指名業者による価格競争での調達に改めた。